別表1　　令和5年4月1日改定

特別養護老人ホームほっとはうす千羽ホーム従来型利用料金表

1．基本料金（介護保険給付対象サービス）

ご入所者の要介護度に応じて、ご利用日数分をお支払いいただきます。

（単位：円）

要介護度	日額						月額						①介護報酬自己負担額（31日分）
	介護福祉施設サービス費（基本報酬）多床室・個室	日常生活継続支援加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ	看護体制加算Ⅱ	栄養マネジメント強化加算	個別機能訓練加算Ⅰ	個別機能訓練加算Ⅱ	口腔衛生管理加算Ⅱ	科学的介護推進体制加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等ベースアップ等支援加算	
要介護1	573	36	16	8	11	12	20	110	50	1,702	553	328	23,099
要介護2	641									1,877	610	361	25,472
要介護3	712									2,060	670	397	27,952
要介護4	780									2,235	727	430	30,325
要介護5	847									2,407	783	464	32,664

要介護度	日額			②食費＋居住費（31日分）	
	食費	居住費			
		多床室	個室	多床室	個室
要介護1	1,700	855	1,171	79,205	89,001
要介護2					
要介護3					
要介護4					
要介護5					

①＋②　入所者負担額合計（31日分）		
	多床室	個室
要介護1	102,304	112,100
要介護2	104,677	114,473
要介護3	107,157	116,953
要介護4	109,530	119,326
要介護5	111,869	121,665

※介護保険負担割合が2割の方は介護報酬自己負担額（各種加算を含む）が2倍、介護負担割合が3割の方は、介護報酬自己負担額（各種加算を含む）が3倍となります。

2．加算について

【全入所者へ算定となる加算】

日常生活支援加算（Ⅰ）	介護福祉士の数が入所者6名に対して1名以上で、かつ下記のいずれかに該当する場合に算定します。 ①新規入所者のうち要介護4・5の占める割合が70％以上 ②新規入所者のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が入所者の65％以上 ③痰の吸引が必要な入所者の割合が、入所者全体の15％以上	36円／日
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	夜勤等を行う介護・看護職員の数が、基準を1名以上上回っている場合に算定します。	16円／日
看護体制加算（Ⅱ）	常勤の看護師が基準を1名以上上回っている場合に算定します。	8円／日
栄養マネジメント強化加算	栄養士又は管理栄養士を1名以上配置し、食事の際に変化を把握し、継続的な栄養管理の実施を行います。入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用します。	11円／日
個別機能訓練加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	機能訓練指導員等が、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、これに基づき個別機能訓練の実施・評価を行います（Ⅰ）。 個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け訓練の実施に活用します（Ⅱ）。	（Ⅰ）12円／日 （Ⅱ）20円／月
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が実施した口腔ケアを評価し、厚生労働省に提出し、フィードバックを受けた情報を活用した場合に算定します。	110円／月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	入所者ごとの心身の状況等を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けた情報を活用し、必要に応じてサービス計画等を見直します。	50円／月
安全対策体制加算	入所時に1回のみ算定します。	20円／回
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員の処遇改善を目的とし、職員賃金の改善に関する計画を策定し、計画に基づいた適切な措置を事業者が講じている場合に算定します。	（サービス費＋各種加算）×8.3%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		（サービス費＋各種加算）×2.7%
介護職員等ベースアップ等支援加算		（サービス費＋各種加算）×1.6%

【必要な入所者のみ算定となる加算】

初期加算	入所日から30日を限度に算定します。 30日を超える病院等への入院後、再入所された場合も同様です。		30円／日
外泊時加算	入院や外泊をされた場合に算定します。（ひと月に6日が限度）		246円／日
経口移行加算	医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士が経口の食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合に算定します。		28円／日
経口維持加算（Ⅰ）	医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士が摂食障害を有し、誤嚥が認められる方に経口の食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合に算定します。		400円／月
療養食加算	医師の発行する食事せんに基づき適切な栄養量及び内容の食事が提供された場合に算定します。		6円／回
配置医師緊急時対応加算	配置医師が早朝（6:00～8:00）、夜間（18:00～22:00）、深夜（22:00～6:00）に施設を訪問し、入所者の診療を行った場合に算定します。		早朝・夜間　650円／回 深夜　1，300円／回
看取り介護加算（Ⅱ）	入所者又はご家族の同意を得て、職員が共同して看取り介護を行った場合に算定します。	死亡日45日前～31日前	72円／日
		死亡日30日前～4日前	144円／日
		死亡日前々日、前日	780円／日
		死亡日	1，580円／日

3．その他の利用料金

以下のサービスは利用料金の全額が契約者負担となります。

サービス名	利用料金	サービス名	利用料金
特別な食事	実費	ヘアカット	1，600円～1，800円
日常生活品	実費	ヘアカット・顔剃り	2，000円～2，200円
クラブ活動	実費	ヘアカット・パーマ	5，300円～5，600円
複写物の交付（白黒）	1枚　10円	ヘアカット・カラー	5，300円～5，600円
写真の現像・カラーコピー	1枚　20円	外出支援	1，000円～
電化製品持ち込み	1つにつき1日50円		

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、自己負担はありません。

【収入による配慮】

居住費及び食費については、収入により負担限度額が設けられます。ただし世帯が違っていても配偶者が課税されている方や、預貯金の金額が基準額以上の場合は対象外となります。

（1日あたり）

		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費	多床室	0円	370円	370円	370円	855円
	個室	320円	420円	820円	820円	1，171円
食費		300円	390円	650円	1，360円	1，700円